

○ 7つの生活圏

地域の区分	左の地域に含まれる土地の行政区
県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地域	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地域	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地域	南会津郡
相双地域	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地域	いわき市

- 県北地域の概要
- 県中地域の概要
- 県南地域の概要
- 会津地域の概要
- 南会津地域の概要
- 相双地域の概要
- いわき地域の概要
- 7地域ごとの規模の目標の地域別の概要

第4章 計画を実現するために必要な措置の概要（案）

1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進

- 放射性物質に汚染された生活圏、農地、森林などの除染による放射線量の低減
- 効果的・効率的な除染対策の推進、汚染廃棄物の円滑な処理の推進
- 公共土木施設などの生活基盤や産業基盤などの復旧、整備
- 避難地域の復興・再生、住民の帰還
- 防災集団移転、被災市街地土地区画整理などの住宅地の整備
- 災害公営住宅の整備
- 再生可能エネルギーの導入拡大、再生可能エネルギー関連産業や医療・福祉関連産業の集積

1 3 2 土地利用の転換の適正化

2 (1) 自然的土地利用の転換抑制

- 3
4 ○ 自然的・社会的条件を勘案した適正な利用転換
5
6 ○ 低未利用地の有効利用を通じた自然的土地利用転換の抑制
7
8

9 (2) 農用地の利用転換

- 10
11 ○ 農業と非農業的土地利用との計画的な調整
12
13 ○ 農用地の無秩序な転用の抑制、優良農用地の確保
14

15 (3) 森林や原野の利用転換

- 16
17 ○ 保安林や機能の高い森林の利用転換の抑制を基本
18
19 ○ 原野の利用転換の際は環境の保全に配慮、周辺の土地利用との調整
20

21 (4) 大規模な土地利用の転換

- 22
23 ○ 土地利用に関する諸計画との整合、事前調査調整
24

25 (5) 混住化の進行する地域における土地利用転換

- 26
27 ○ 農用地、宅地等相互の土地利用の調整
28
29 ○ 計画白地地域等における、個別規制法との調整を通じた計画的な土地利用の
30 推進
31

32 2 3 土地の有効利用の促進

33 (1) 農用地の有効利用

- 34
35 ○ 除染による放射性物質の低減、津波被災農地における除塩等
36
37 ○ 農業生産基盤の整備、担い手の育成・確保、農用地の利用集積
38
39 ○ 耕作放棄地の増加の防止
40
41 ○ 避難先での営農再開の支援
42
43 ○ 多面的機能をふまえた利用への配慮
44
45
46

47 (2) 森林の有効利用

- 48
49 ○ 除染と間伐等の森林整備による放射性物質の低減等
50
51 ○ 機能を重視した森林整備や森林施業の計画化・合理化による多面的機能の高
52 度発揮
53
54 ○ 担い手育成、林内路網の充実、生活環境の向上、森林管理への理解と参加に
55 による管理水準の向上
56

1 ○ 増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体制の整備の推進

2
3
4 ○ 自然観察やレクリエーションの場としての利用

5
6 (3) 水面・河川・水路の有効利用

7
8 ○ 治水・利水機能の確保

9
10 ○ 生物の生息・生育環境に必要な水量・水質の確保

11
12 ○ 水辺空間やふれあいの場の形成

13
14 (4) 道路の有効利用

15
16 ○ 電線地中化、道路緑化等によるまちなみ景観形成

17
18 ○ 災害時における機能など多面的機能の強化

19
20 (5) ① 住宅地の有効利用

21
22 ○ 安全で快適な環境を備えた宅地供給の促進

23
24 ○ 人口、世帯数などをふまえた適正規模の宅地供給

25
26 ○ まちなか居住の促進、住宅の耐震・環境性能の向上によるストック活用

27
28 (5) ② 工業団地の有効利用

29
30 ○ 既存工業団地の未利用地の有効利用

31
32 ○ 企業立地補助制度等を活用した企業立地の推進

33
34 ○ インフラ整備状況や産業集積状況等を踏まえた計画的な整備

35
36 ○ 自然環境との調和、公害発生防止に留意、工場跡地の土壌汚染対策

37
38 (5) ③ その他の宅地の有効利用

39
40 ○ 無秩序な市街地拡大と拡散の抑制、都市機能の集積と適正な配置を進めるための有効利用

41
42
43 (6) 低未利用地の有効利用

44
45 (耕作放棄地)

46 ○ 啓発対策や農地整備等の条件整備対策、生産振興対策などによる農用地としての多様な利用

47
48 ○ 地域の実情に応じて、森林等への転換

49
50 (都市の低未利用地)

51 ○ 事務所・店舗、住宅等としての有効利用・高度利用

52
53 (7) 有効利用な土地利用への誘導

54
55 ○ 良好な管理と有効利用への土地所有者等への誘導

1
2 **3 4 災害に強い県土づくり**

3
4
5 (1) **災害に対する安全性を高める土地利用**

- 6 ○ 治水施設の整備、災害による影響を考慮した土地利用配置
- 7
- 8 ○ 津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、海岸防災林（防潮林）などを組み合わせた多重防御
- 9
- 10
- 11 ○ 危険地域についての情報周知や土地利用の抑制
- 12

13 (2) **農用地や森林の持つ機能の向上**

- 14
- 15 ○ 保安林や治山施設の整備
- 16
- 17 ○ 海岸防災林（防潮林）の再生、整備
- 18
- 19 ○ 農用地や森林の維持管理のための諸条件の整備
- 20

21 (3) **災害に強いまちづくりの推進**

- 22
- 23 ○ 災害時にも機能する広域ネットワークの確保など県土レベルでの安全性の確保
- 24
- 25
- 26 ○ 防災拠点・オープンスペース、道路等の整備と適正な配置などによる地域レベルでの安全性の確保
- 27
- 28
- 29 ○ 防災拠点施設や道路、港湾、空港、上下水道などのインフラの防災機能の強化や耐災性の向上
- 30
- 31
- 32 ○ ソフト・ハードが一体となった総合的な防災対策の推進
- 33
- 34 ○ 雨水流出抑制対策の推進
- 35
- 36 ○ 情報通信基盤の強化
- 37
- 38

39 **4 5 環境の保全と美しくゆとりある県土利用**

40

41 (1) **環境への負荷の少ない土地利用**

- 42
- 43 ○ 集約型都市構造の形成など環境負荷を低減する土地利用の推進
- 44
- 45 ○ 森林などの整備・保全、再生可能エネルギーの利用、緑地や水辺整備など自然を生かした土地利用の推進
- 46
- 47

48 (2) **適正な資源循環の確保**

- 49
- 50 ○ 資源循環のための施設整備に当たっては、周辺の自然環境や生活環境に配慮されるよう事業者等への適切な指導・助言
- 51
- 52

53 (3) **豊かで多様な自然環境の保全**

- 54
- 55 ○ 原生的な自然など優れた自然環境の保全
- 56

- 1 ○ 里山などの二次的自然については、農林漁業活動等を通じた維持管理などにより、人と自然とのバランスの取れた環境の維持・形成

2
3
4 (4) 生活環境の保全

- 5 ○ 各用途区分に応じた適正な利用への誘導

6
7
8 (5) 健全な水循環の確保

- 9 ○ 水環境への負荷の低減
10 ○ 面的負荷の削減、流域における自然環境保全のための土地利用の推進

11
12
13
14 (6) 大規模な開発事業への対応

- 15 ○ 環境影響評価の実施
16 ○ 公共事業における環境への配慮

17
18
19 (7) すぐれた景観の維持・保全

- 20 ○ 開発行為等の規制誘導による保全
21 ○ 地域特性をふまえた良好な景観の形成
22 ○ 損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧、津波被害地区等の海岸線やまちなみの景観の再生

23
24
25
26
27
28
29
30 5-6 地域整備施策の推進

31 (1) 広域的な連携・交流の促進

- 32 ○ 地域間を結ぶ広域ネットワークの整備による連携・交流の促進
33 ○ 物流ネットワークの強化による港湾や工業団地などの利用促進
34 ○ 連携軸（南北方向、東西方向）のさらなる整備
35 ○ 小名浜港・相馬港、福島空港の整備
36 ○ JR常磐線・只見線の復旧
37 ○ 新たな絆を生かした広域的連携の推進や交流人口の拡大

38
39
40
41
42
43 (2) 特色ある地域づくりの促進

- 44 ○ 都市機能の集積と市街地活性化に向けた取組の促進
45 ○ 地域資源の活用・保全を通じた交流の促進

46
47
48
49
50
51
52
53 6-7 県土利用の総合的マネジメント

54 (1) 国土利用計画法等の適切な運用

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

- 土地利用に関する法令・条例・要綱の適切な運用、諸計画の充実
- 市町村国土利用計画の策定と支援

(2) 参画と連携による県土管理の推進

- 県土の有効利用を担う主体の確保と育成
- 多様な主体の土地利用への参画と連携

~~7~~ 8 土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進

- 土地月間などを活用した基本理念の普及啓発
- 国土調査など県土に関する基礎的な調査の推進
- 土地に関する情報の収集・整備・利用

~~8~~ 9 計画の進行管理

- 福島県国土利用計画管理運営事業実施要領による毎年の管理。県土利用の推移と課題の把握